

【表Ⅱ】

ホームヘルパーステーションかたくり 利用料金表

【介護保険給付対象サービスの料金】

サービス提供時間（午前8時～午後6時までの場合）

当事業所は、特定事業所加算（Ⅱ）が適用されるため、厚労省が示す介護報酬基準額より10%料金単価が割増しとなります。

	サービス内容	サービス時間	利用者負担額 （1割負担）	利用者負担額 （2割負担）	利用者負担額 （3割負担）	
身体介護	身体1・Ⅱ	20～30分未満	274	548	822	
	身体2・Ⅱ	30～60分未満	435	870	1,305	
	身体3・Ⅱ	60～90分未満	635	1,270	1,905	
	以降 30分毎の加算		91	182	273	
	※上記、30分毎の加算額で計算した場合、端数計算の都合、金額が異なる場合があります。 ※身体介護9（270分未満）までご利用できます。					
生活援助	生活2・Ⅱ	20～45分未満	200	400	600	
	生活3・Ⅱ	45分以上	246	492	738	
	※当事業所では生活援助のみの場合、60分までのご利用とさせていただきます。					
身体・生活	身1生1・Ⅱ	身体30分・生活20分 (50分)	347	694	1,041	
		身体30分・生活45分 (75分)				
	身1生2・Ⅱ	身体30分・生活70分 (100分)	492	984	1,476	
		身体60分・生活20分 (80分)				
	身2生1・Ⅱ	身体60分・生活45分 (105分)	580	1,160	1,740	
		身体60分・生活70分 (130分)				
	身2生2・Ⅱ	※身体介護に引き続き生活援助を行った場合、身体介護の料金に下記の生活援助の料金をあわせた金額となります (端数計算の都合、金額が異なる場合がありますのでご了承ください)		652	1,304	1,956
		生活1	20～45分未満			
	身2生3・Ⅱ	生活2	45～70分未満	145	290	435
		生活3	70分以上	218	436	654
加算等	初回加算（1月につき）		200	400	600	
	緊急時訪問介護加算（1回につき）		100	200	300	
	二人の訪問介護員が共同でサービスを行う場合		所定の金額の2倍の料金			
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		13.7%			
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		6.3%			
	地域区分5級地（水戸市）		10.70円			

介護保険給付対象外の料金

- 介護保険給付の支給限度を超えるサービス … 上記基本料金の金額（10割負担）
- 介護保険給付対象外の自費サービス … 30分800円、交通費100円/回
- 水戸市、茨城町、笠間市以外の地域へのサービス … 1Km毎に20円（交通費）
- 当日利用中止となった場合 … 上記に記載のある利用者負担額

時間外サービスの場合における割増料金設定について

- 早朝（午前6時～午前8時まで）および夜間（午後6時～午後10時まで） …… 25%
- 深夜（午後10時～午前6時まで） …… 50%

※上記の金額は、令和元年10月1日からのものです。尚、利用料金については、厚生労働省その他の通達等により変更することがあります。また、金額はあくまでも目安であり、計算・端数処理で誤差が生じる場合がありますのでご了承ください。